

# 令和6年度 但馬まるごと感動市 出店募集要領

## 1 イベントの概要

### (1) 開催趣旨

但馬の恵まれた自然環境と多様な農林水産物や地場産品等の但馬ブランド、地域づくりに向けた取組等の情報発信や様々な資源を活用し、集客・交流イベントを開催することによる交流人口の拡大を目的とする。

加えて、本行事への来訪をきっかけに、継続的に年間を通して地域内外から但馬地域を訪れてもらい、地域の人々との交流を図りながら、地域を見て、学び、体験等していただくことで、地域・産業などの持続可能性を高めることに資する。

### (2) 名称

令和6年度 但馬まるごと感動市

### (3) 開催日程

令和6年11月9日(土) 午前10時～午後4時

令和6年11月10日(日) 午前10時～午後3時

### (4) 開催場所

イオン和田山店駐車場(兵庫県朝来市和田山町枚田岡774)

### (5) 主催

但馬まるごと感動市実行委員会(構成22団体)

### (6) 入場料等

入場料、駐車場料とも無料

### (7) 開催規模及び事業内容

- ・出店(展) 50ブース程度
- ・但馬地域の農林水産物、加工品、伝統工芸品等の展示・即売を実施する。

## 2 出店条件

以下の(1)～(3)のすべてを満たすこと。

(1) 但馬まるごと感動市の開催趣旨に賛同し、以下のいずれかを満たす者

- ① 但馬地域の農林水産物、特産品、加工食品等の展示即売を行う者
- ② 但馬地域の伝統工芸品、地場産品の展示即売を行う者
- ③ 但馬地域の農林水産業、食育、観光等に関する展示・体験・PRを行う者
- ④ その他主催者が適当と認める者

(2) 開催日程の両日(上記の1の(3)に記載の日程・時間)とも出店可能である者

(3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、以下のすべてを満たす者

- ① 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- ② 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者に該当しないこと

## 3 出店申込

出店を希望する事業者・団体等は、**令和6年9月6日(金) 〆切で申込フォームに必要事項を記入のうえ、申込書・備品申込書を添付していただき申込願います。**

(連絡先) 768-0025

但馬まるごと感動市実行委員会事務局総務担当(但馬県民局豊岡農林水産振興事務所)  
担当: 藤林

TEL 0796-26-3697 FAX 0796-24-8163

MAIL Ayano\_Fujibayashi@pref.hyogo.lg.jp

#### 4 出店経費

- (1) 出店料 1ブース 2間×2間 (3.6m×3.6m) あたり  
販売行為あり 30,800円 販売行為なし 20,800円  
 ※テント代(10,800円)を含みます。  
 ※複数のブースで出店する場合は、ブース数に応じた出店料が必要。
- (2) その他経費 出店料の他に、机、いす、コンセント等使用する備品に応じて、追加経費が必要。  
 (主な出店経費は表のとおり。)
- (3) 支払い 事前振込による徴収を予定。出店経費確定後、請求書を送付する。  
 ※振込手数料については各出店者でご負担願います。  
 ※荒天によるイベント中止時を除き、返金は行いません。

#### 【主な出店経費】(予定単価)

	仕 様	価格の目安	備 考
出店料 (テント代含む)	販売行為あり	30,800円	1ブースあたり2間×2間 テントを含む
	販売行為なし	20,800円	
机	60cm×180cm	1,800円	ビニールクロス付き
いす	パイプいす	270円	折り畳み
パネル	120cm×180cm、足2本	3,000円	展示用
コンセント	2穴1個	7,000円	<u>最大1,500W</u>

- \*テントは主催者が定める業者が設営します。持込みテントを設営することはできません。  
 販売許可を得ている移動販売車での出店等、テントが不要な場合は、出店料からテント代(10,800円)を差し引きます。
- \*机、いす、パネルは各自でお持ち込みいただいてもかまいません。
- \*備品等について出店申込書提出後の変更はできません。
- \*延長コード、火器類(ガスボンベ、コンロ)、その他物品が必要な場合は各自で用意してください。

## 5 出店ブースの場所の割当て

主催者が決定の上、後日連絡する。

## 6 出店の取消

出店希望者が多数の場合は、会場の都合上出店を断る場合がある。

出店者が本要領に違反すると認められるときは、出店を取り消すことがある。

## 7 出店にあたっての留意事項

### (1) 食品の出店について

露店形態で食品を調理して提供する行為など、営業行為を行う場合は、飲食店営業（露店）などの営業許可が必要となる。

本イベント以外にも出店計画のある出店者は営業許可の取得が必要となるため、各出店者が主な営業区域を管轄する保健所に、許可申請等の手続きを行うこと。

食品関連事業者以外で本イベントのみに出店する場合等、臨時出店届で取り扱う場合は、主催者が一括して届出を行う。

なお、朝来健康福祉事務所の指示により、販売に当たって条件が付く場合や販売が認められない場合がある（個別の可否については、「出店申込書」及び後日配付予定の「食品衛生に関する調べ」の内容に基づき朝来健康福祉事務所との協議後に連絡する。）。

事故発生時の備えとして、当日の朝に食品サンプルの回収を行う。

食品に関する事故防止の観点から、出店者一人ひとりがルールを守ること。

### (2) 酒類の販売について

酒類の販売は「但馬地域の特産物のPR」という趣旨に沿った場合に限る。

会場内での酒類の販売を行う場合は、各出店者が3週間前までに和田山税務署に届出を行うこと。

なお、飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底すること。

### (3) 火気の取り扱いについて

飲食営業行為に必要な火器類（ガスボンベ、コンロ等）は各自で用意すること。ガスボンベは20リットル以内とし、安全が確認された物を使用すること。持ち込む際には、転倒防止措置として机、テント等にしっかりと紐で固定すること。

火気を利用する場合には、各出店者で消火器を必ず持参すること。

なお、当日、消防署の点検が行われ、違反していると認められる場合は火気使用ができない。

### (4) 持ち込み禁止物品について

出店者は、次に掲げる物品の持込みはできない。

- ① 発火又は引火しやすいもの
- ② 著しい火焰、煙等を発するもの
- ③ 著しい音響、振動、塵埃、悪臭を発するもの
- ④ 接触又は接近することにより、事故を起こすおそれがあるもの
- ⑤ 出店会場を汚染、損傷するおそれがあるもの

⑥ その他、主催者が不相当と認めるもの

## 8 その他

- (1) 出店に伴い出たゴミは原則持ち帰ること。
- (2) 水道は主催者が共同の仮設シンクを設置する。
- (3) 出店物の搬入・搬出や注意事項、その他提出書類等については、別途通知する。

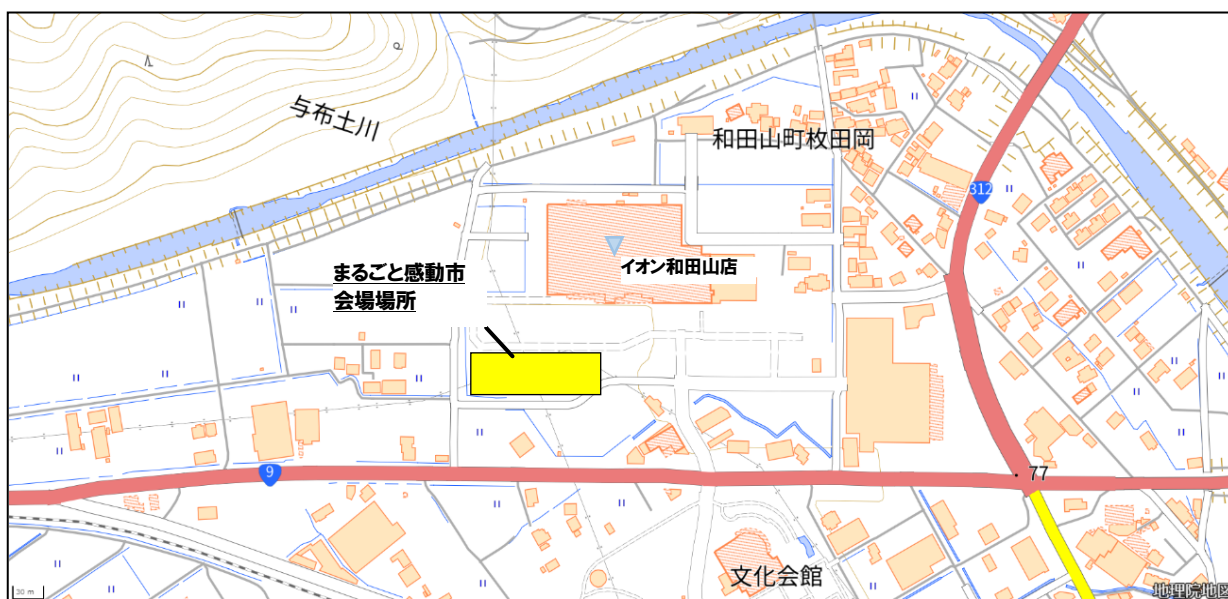
## 9 開催の中止について

大雨・台風等の荒天時や新型コロナウイルス感染拡大により、急きょ開催を中止することがある。  
※雨天決行

### イベント中止の場合の出店経費（出店料+備品代）の返金

荒天	新型コロナウイルス感染拡大
2日間中止の場合のみ返金 ※1日のみ中止の場合は返金なし	返金なし

## 10 会場図



※出店物の搬入・搬出や駐車場案内、注意事項、その他提出書類等については、別途通知します。

※出店申込数が大幅に少ない場合は、運営の都合上、開催しない場合があります。

### (申込み・問い合わせ先)

〒668-0025

但馬まるごと感動市実行委員会事務局総務担当

(但馬県民局豊岡農林水産振興事務所内) 担当：藤林

TEL 0796-26-3697

FAX 0796-24-8163

MAIL Ayano\_Fujibayashi@pref.hyogo.lg.jp